



## 2 硫化水素モニタリング結果（7月）について

処分場内で発生した硫化水素による悪臭の状況を把握するため、24時間連続で調査しています。

7月の調査結果は次のとおりでした。

### (1) 測定期間

平成30年7月1日(日)から平成30年7月31日(火)

### (2) 測定地点

測定地点1：発生ガス処理施設付近

測定地点2：村田第二中学校



### (3) 測定結果

	硫化水素の最大濃度 (ppm)	認知閾値濃度* <sup>1</sup> 超過回数 (回)	規制基準濃度* <sup>2</sup> 超過回数 (回)	全測定回数* <sup>3</sup> (回)
測定地点1	0	0	0	88,367
測定地点2	0	0	0	88,094

\*1 認知閾値濃度：硫化水素においてであることがわかる弱いにおい(0.006ppm)。

\*2 規制基準濃度：悪臭防止法を準用した場合に硫化水素の規制基準として示される濃度範囲のうち最も低い濃度 (0.02ppm)。

\*3 全測定回数：機器点検等による欠測を除いた全測定回数。

## 3 9月の環境調査等について

今月は次のとおり環境調査や巡回点検を実施する予定です。

### (1) 環境調査（調査日は天候等により変更する場合があります。）

発生ガス等調査及び下流地下水・放流水状況調査・・・9月4日(火)

処分場内の観測井戸17地点で発生しているガスの量や硫化水素濃度等を調査します。また、処分場内の観測井戸から採取する浸透水、処分場下流側や場外の観測井戸から採取する地下水及び放流水の水質調査を行います。

### (2) 巡回点検

処分場の巡回点検を毎週2回及び随時実施して、処分場の覆土や発生ガス処理施設等の点検を行い、処分場の適切な維持管理に努めています。

## 4 焼却施設に係る行政代執行について

処分場隣接地に設置されている焼却施設について、昨年度、老朽化等調査を実施しました。その結果、生活環境保全上の支障が生ずるおそれが認められる状態であったため、今年5月に当時の運営会社の元代表者等2名に適正管理の措置命令を出しました。しかし、着手期限とした6月末までに着手されなかったため、県が行政代執行を行うこととしました。

具体的には、焼却施設の撤去に向けた作業に着手することとし、今年度は撤去作業の実設計画を行っております。焼却施設の撤去方法やスケジュール等が決まりましたら、改めてお知らせいたします。